

大規模災害発生時における 関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定書

関東・甲信越地区の14国立大学法人（茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、山梨大学、信州大学、総合研究大学院大学、）及び1大学共同利用機関法人（高エネルギー加速器研究機構）（以下「15機関」という。）は、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 関東・甲信越地区で大規模災害等が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合には、15機関が相互に連携・協力することにより、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援を推進し、もって地域社会の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 本協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の大規模な自然災害
- (2) 新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- (3) その他重大な被害を生じさせる事件・事故等

（連携・協力の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をを行う。

- (1) 食料、飲料水、医薬品、防災用具その他生活必需物資の提供
- (2) 教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の派遣
- (3) 生物資源などの研究試料の緊急受入
- (4) 研究や実習など継続的な教育研究活動を必要とする学生への支援（施設、機材、実験器具等の提供）
- (5) 防災・減災のための取り組みに関する情報交換
- (6) その他目的達成のために必要と認める事項

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結した日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、15機関のいずれかから改廃の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、15機関が協議のうえ別に定めるものとする。

2 各大学の附属病院における支援活動については、別途附属病院間で協定を締結していることから、本協定から除くものとする。

この協定の締結を証として、本協定書 15 通を作成し、各機関の長が署名の上、各 1 通を所持するものとする。

平成 30 年 5 月 11 日

国立大学法人茨城大学長

三村 信男

国立大学法人筑波大学長

水内 勝行

国立大学法人筑波技術大学長

大越 敦夫

国立大学法人宇都宮大学長

西田 明徳

国立大学法人群馬大学長

平塚 浩士

国立大学法人埼玉大学長

山口 宏樹

国立大学法人千葉大学長

鶴久 伸光

国立大学法人横浜国立大学長

長谷部 勇一

国立大学法人新潟大学長

高橋 浩

国立大学法人長岡技術科学大学長

東 信彦

国立大学法人上越教育大学長

川崎 直哉

国立大学法人山梨大学長

黒田 道裕

国立大学法人信州大学長

濱田 利博

国立大学法人総合研究大学院大学長

長谷川 真理子

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長

山内 正則